



# 個室ユニット 推進協ニュース Number 117

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

- 1面 特養に「医療ニーズ」の対応求める 国政ニュース、こちら傍聴席
- 2面 個別ケア研修事例検討会・管理者研修【福岡】 熊本地震における義援金の御礼 支部便り【神奈川・長崎】 新規入会施設のご紹介
- 3面 施設紹介【わしま】新潟県 よくわかる個人情報 前編 取組紹介【ニューバード】神奈川県 取組紹介【ローズガーデン条南苑】大阪府
- 4面 介護ニュース・ダイジェスト スバリ回答！人事・労務のお悩み 【連載】第8回 高齢者のリハビリ 【用語解説】共生型サービス リバースモーゲージ

## 特養に「医療ニーズ」の対応求める

### 「生活援助」の保険給付は継続へ

#### 介護保険制度見直し論議 大詰め

社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度改正をめぐる論議が大詰めを迎えようとしている。総論の議論を終え、9月から具体的な論議を進める議論に移った。第67回部会（10月19日）までに、介護人材、保険者業務の簡素化、地域支援事業、サービス内容、軽度者支援、福祉用具・住宅改修、利用者負担、費用負担（総報酬割導入）などの在り方や是非などについて論議した。保険部会は12月中旬ごろまでに意見をまとめ、厚生労働省は第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）を視野に法改正を急ぐ方針。これまでの主な論点と議論の要点をまとめた。



第67回介護保険部会（10月19日）

#### インセンティブ付与に賛否

◆第63回（9月7日）議題は「介護人材の確保」「保険者の業務の簡素化」「認知症施策の推進」

「介護人材」では、ロボットやICTを活用する事業者に対し、次の介護報酬改定（平成30年度改定）で報酬や基準で評価することや、提出書類を簡素化する厚労省案を了承した。「保険者の業務」では市町村の負担軽減のため更新認定有効期限の上限（現行24か月）を36か月に延長することも了承した。

◆第64回（9月23日）「保険者等による地域分析と対応」「サービス供給のあり方」「ケアマネジメントのあり方」

「保険者等による…」では厚労省が要介護認定率や1人当たり介護費用などのデータを示し、これを参照して市町村は

自立支援と重度化防止の取り組みに目標を明記し、自ら評価する。また市町村が介護給付費や要介護認定などのデータを国に提出し、国は集計・分析した結果を都道府県や市町村（第三者含む）に提供する一などの案を大筋で了承した。

「サービス供給」では、地域密着型通所介護が供給過剰となっている地域の市町村が事業者の指定を拒めるようにする案を了承した。特定事業者集中減算は見直しを求める意見が多数を占めた。「ケアマネジメント」では業務手法を標準化する案に異論は出なかったが、ケアプランの有料化案では賛否が分かれた。

◆第65回（9月30日）「介護予防の推進」「地域支援事業の推進」「ニーズに応じたサービス内容の見直し」

「介護予防」では、積極的に取り組む高齢者にインセンティブの仕組みを導入する案が示されたが、賛否が分かれた。「地域支援事業」では市町村に評価に応じて財政面でインセンティブを付与する仕組みが提案されたが、結論は出なかった。通所リハと通所介護の役割分担を明確にすることや、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの利用を促すため次の介護報酬改定で要件や基準を見直すこと、障害者などが利用しやすい「共生型サービス」を新しい類型とする案などを大筋で了承した。

◆第66回（10月12日）「軽度者への支援のあり方」「福祉用具貸与・住宅改修」

「軽度者への支援」では、要介護1と2に提供する「生活援助」を市町村の地域支援事業（総合事業）へ移行させる前に、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」（未実施の自治体が多い）を検証する必要がある（保険給付を継続すること）ことや、今回の介護報酬改定で生活援助に人員基準の要件を緩和した新類型を検討する案を了承した。「福祉用具」では福祉用具貸与の貸与価格情報を全国で公表し、福祉用具専門員が価格や複数製品などを利用者に示し、ケアマネにも「福祉用具貸与計画書」を交付すること、「はずれ値」で貸す場合は保険者の了解を必要とするなどを了承した。

◆第67回（10月19日）「利用者負担」「費用負担」

「利用者負担」では、軽度者の利用者負担引き上げは賛否が分かれた。高額介護サービス費の一般区分の負担上限額を3万7200円から医療保険と同水準の

や、1人ひとりのニーズに即したケアを実現する方策を検討する提案を大筋で了承した。

◆第66回（10月12日）「軽度者への支援のあり方」「福祉用具貸与・住宅改修」

「軽度者への支援」では、要介護1と2に提供する「生活援助」を市町村の地域支援事業（総合事業）へ移行させる前に、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」（未実施の自治体が多い）を検証する必要がある（保険給付を継続すること）ことや、今回の介護報酬改定で生活援助に人員基準の要件を緩和した新類型を検討する案を了承した。「福祉用具」では福祉用具貸与の貸与価格情報を全国で公表し、福祉用具専門員が価格や複数製品などを利用者に示し、ケアマネにも「福祉用具貸与計画書」を交付すること、「はずれ値」で貸す場合は保険者の了解を必要とするなどを了承した。

主な論点と行方（予想）

介護人材の確保	○ロボット等の活用事業所を介護報酬で評価
保険者業務の簡素化	○提出書類の簡素化、ICT活用
保険者と地域分析	○市町村の自立支援などに目標を設定
ケアプラン	×ケアプランを有料化
介護予防	△予防結果で高齢者にインセンティブ付与 △市町村の地域支援事業にインセンティブ
地域密着型サービス	○介護報酬改定で要件見直し
特養の医療ニーズ	○さらなる対応を介護報酬で評価
軽度者支援	×生活援助を地域支援事業に移行
福祉用具貸与	○「はずれ値」は保険者の要了解
高額介護サービス	○医療保険との整合はかる（同水準へ）
補給給付の不動産助産	×土地資産を助産 ○リバースモーゲージなどの検討を深める
介護納付金	△加入者割から総報酬割へ

（注）10月19日現在。掲載上の都合で文言を要約。

○（大筋）了承 ×反対 △賛否両論あり

◆第66回（10月12日）「軽度者への支援のあり方」「福祉用具貸与・住宅改修」

「軽度者への支援」では、要介護1と2に提供する「生活援助」を市町村の地域支援事業（総合事業）へ移行させる前に、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」（未実施の自治体が多い）を検証する必要がある（保険給付を継続すること）ことや、今回の介護報酬改定で生活援助に人員基準の要件を緩和した新類型を検討する案を了承した。「福祉用具」では福祉用具貸与の貸与価格情報を全国で公表し、福祉用具専門員が価格や複数製品などを利用者に示し、ケアマネにも「福祉用具貸与計画書」を交付すること、「はずれ値」で貸す場合は保険者の了解を必要とするなどを了承した。

◆第67回（10月19日）「利用者負担」「費用負担」

「利用者負担」では、軽度者の利用者負担引き上げは賛否が分かれた。高額介護サービス費の一般区分の負担上限額を3万7200円から医療保険と同水準の

◆第66回（10月12日）「軽度者への支援のあり方」「福祉用具貸与・住宅改修」

「軽度者への支援」では、要介護1と2に提供する「生活援助」を市町村の地域支援事業（総合事業）へ移行させる前に、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」（未実施の自治体が多い）を検証する必要がある（保険給付を継続すること）ことや、今回の介護報酬改定で生活援助に人員基準の要件を緩和した新類型を検討する案を了承した。「福祉用具」では福祉用具貸与の貸与価格情報を全国で公表し、福祉用具専門員が価格や複数製品などを利用者に示し、ケアマネにも「福祉用具貸与計画書」を交付すること、「はずれ値」で貸す場合は保険者の了解を必要とするなどを了承した。

◆第67回（10月19日）「利用者負担」「費用負担」

「利用者負担」では、軽度者の利用者負担引き上げは賛否が分かれた。高額介護サービス費の一般区分の負担上限額を3万7200円から医療保険と同水準の



## 国政ニュース



4万4400円へ引き上げることや、補給給付の不動産助産についてはリバースモーゲージや成年後見人制度を将来的な課題として引き続き検討を深めることを了承した。「費用負担」では介護納付金を加入者割から総報酬割に移行する案に対し、経済団体や健康保険組合などの委員が強く反対し、賛否が分かれた。

○：「何が何でも反対するものではない」。日本経団連の榊原定征会長が10月下旬の記者会見で介護納付金の「総報酬割」導入に「前向き」とも受け取れる発言をしたことから、関係者から「落としどころを探っているのでは」と憶測されている。「総報酬割」導入の是非は介護保険制度見直しの重要な論点の1つ。日本経団連や健康保険組合連合会は「現役に過大な負担を押し付ける」と絶対反対の姿勢。

○：介護納付金は介護保険財源の1つ。第1号保険料が高額にならないよう所得の多い健保組合などの第2号被保険者が抽出し合って支援している。今の計算方法は加入者数に応じて抽出する「加入者割」。だが、大企業の健保と中小企業の協会けんぽでは報酬格差があるため実質的には協会けんぽの負担が重く、国庫補助を受けているのが実情だ。そこで厚生労働省は負担の公平化を掲げ、賞与を含む「総報酬割」への導入（転換）を提案した。

○：「第2号の間で負担が公平になるのは確かだ」と社会部記者が容認の素振りを見せるが、経済部記者は「健保などの抽出を増やし、国庫補助を減らしたい」という厚労省の本音が見え「えだ」と反論。政治部OBは「榊原会長は導入の前提として給付の抑制を主張しており、基本姿勢は変わっていない」と冷やかに。厚労省は後期高齢医療制度と同様、段階的な導入を打開策にしたいところ。落としどころになるか。（権）



ウの目タカの日  
こちら傍聴席

○：「何が何でも反対するものではない」。日本経団連の榊原定征会長が10月下旬の記者会見で介護納付金の「総報酬割」導入に「前向き」とも受け取れる発言をしたことから、関係者から「落としどころを探っているのでは」と憶測されている。「総報酬割」導入の是非は介護保険制度見直しの重要な論点の1つ。日本経団連や健康保険組合連合会は「現役に過大な負担を押し付ける」と絶対反対の姿勢。

○：介護納付金は介護保険財源の1つ。第1号保険料が高額にならないよう所得の多い健保組合などの第2号被保険者が抽出し合って支援している。今の計算方法は加入者数に応じて抽出する「加入者割」。だが、大企業の健保と中小企業の協会けんぽでは報酬格差があるため実質的には協会けんぽの負担が重く、国庫補助を受けているのが実情だ。そこで厚生労働省は負担の公平化を掲げ、賞与を含む「総報酬割」への導入（転換）を提案した。

○：「第2号の間で負担が公平になるのは確かだ」と社会部記者が容認の素振りを見せるが、経済部記者は「健保などの抽出を増やし、国庫補助を減らしたい」という厚労省の本音が見え「えだ」と反論。政治部OBは「榊原会長は導入の前提として給付の抑制を主張しており、基本姿勢は変わっていない」と冷やかに。厚労省は後期高齢医療制度と同様、段階的な導入を打開策にしたいところ。落としどころになるか。（権）

個別ケア研修 事例検討会

環境を変えたら

入居者様の笑顔が増えた

推進協は、10月24日、横浜市のしよじゅの里鶴見で、PDC Aサイクルを活用した認知症ケア環境指針PEEPに基づき個別ケア研修の事例検討会を開催した。5施設9名が参加し、児玉桂子氏（日本社会事業大学・名誉教授）と鈴木みな子氏（日本社会事業大学・共同研究員）が講義した。

この研修は、事例検討を通じて参加者がお互いに学びあい、質の高いケアの実現に向けた「効果の上がる環境支援」のスキルを磨くことを目的としている。上石神井特別養護老人ホーム（東京都）、このすたんぽポポ翔裕園（埼玉県）、ニューバード（神奈川県）、ユニットケア成田苑（千葉県）、ゆりの木苑（千葉県の5施設が参加した。

講師は児玉桂子氏（日本社会事業大学・名誉教授）と鈴木みな子氏（日本社会事業大学・共同研究員）が担当し、アドバイザーとして、古賀晋章氏（宇都宮大学・准教授）、沼田恭子氏（沼田恭子建築設計事務所）が参加した。

受講生は、一人の入居者に焦点をあてた自施設での取り組みについて、15分ずつ報告を行い、講師や参加者と意見交換した。

受講生の一人は「これまで畳中心の生活をしていたので、畳の上でゆったり生活をした」という入居者様の望みに対し、使用頻度の低かった和室に、植物を置いたり、動物の写真や壁に貼ったり、誰もが利用しやすいように模様替えをしてみた。その結果、居室にこもりがちだった入居者様が和室を利用するようになった。



鈴木氏

児玉氏

沼田氏

古賀氏

になり、「畳の部屋で好きな歌を聞きながらゆったりと過ごせ、座椅子や長座布団を使用して横になれる」と喜ばれていいる。また、他の利用者様との会話も増え、お茶を飲みながら笑顔で話される姿がみられるようになった」と報告した。

これに対し、鈴木氏は「施設だから自分の望みは叶えられないと、ご利用者様自身で諦めていることがあります。それを見つめるために、ご利用者様の生の声を聞き逃さない事が大切です」と話した。また、今後の取り組みについて、「環境づくりの目的や活用方法・活用状況を情報共有して、全職員が主体的に認識し、継続して取り組むことにより質の良いケアに繋がる」と述べた。

児玉氏は「職員と利用者の価値観にはギャップがあります。職員視点ではなく利用者視点で重要性の順位を考えることで、ご利用者様を大事にしたいという職員の想いが伝わり、ご利用者様の笑顔が引き出せるようになります。入居者視点でその方の人生に照らし合わせたサービスを考えていくプロセスを大事にしてほしい」と話した。

第2回管理者研修

推進協は、10月26日（土）に福岡（リファレンス駅東ビル）で平成28年度第2回ユニットケア施設管理者研修を開催し、20名が受講した。

研修では、井手明利氏（ユニットケア推進事業推進室長、望洋の郷・施設長）、末次朋子氏（洗心園・副施設長）、足立啓氏（和歌山大学・名誉教授）の3氏が講義した。



井手明利氏（和歌山大学・名誉教授）の3氏が講義した。

意欲を引き出す考え方が大事

井手氏は「ユニットケアの理念と意義」「高齢者とその生活」「ユニットケア施設における体制の整備及び管理」について講義した。井手氏は「入居者の意欲を引き出そうという考え方が無ければ、生活が組み立てられない。設えを変えるのはお金がかかるけれど、考え方を考えるのにお金はかからない」と語った。また、自施設の事例をあげ「胃ろうで寝たきり

のA様が懐メロ好きだということがわかり、外出支援でカラオケに行くときに一緒に連れて行った。すると、A様は自分が知っている曲が流れると、口を動かされていた。それから、A様のお部屋で決まった時間に懐メロを流すようにしている。寝たきりになっても、支援のチャンスはある」と話した。

外国人労働者の受け入れ

講義中、外国人労働者を受け入れている施設管理者から「実技はしつかりできているけれど、言葉の問題で申し送りやうまくできず、課題になっている。他の施設はどのように対応しているのか」と質問があった。

井手氏は「自分の施設には、ひらがなは読めないが、入居者受けナンパワンの外国人労働者がいる。記録ができないので口頭で伝えてもらい、他の職員が代行して記録するようにしている。ローマ字表記の排泄表を作るなどの工夫もしている」と答え、外国人労働者の受け入れ体制や働きやすい環境をつくるための工夫なども管理者に求められるとアドバイスした。

熊本地震における 義援金の御礼

10月上旬、熊本の小笠原嘉祐支部長（リデルライトホーム・理事長）から、推進協の赤枝雄一会長宛てに、義援金の御礼のお手紙をいただきましたので、紹介させていただきます。

この度の熊本地震に際しましては多大なる義援金をお寄せいただき、心よりお礼申し上げます。

熊本県内におきましては、多くの施設で建物や付属設備、備品などに大きな被害が出ており、全体で数億円規模の被害が出ている現状です。

地震直後の活動といたしましては、当法人が支援物資の一次拠点として集配所機能を担い、二次拠点となる県内6エリアの社会福祉法人様と連携し、熊本県内で被災された福祉施設はもとより、エリアの地域住民や避難所等へも届けさせていいただきました。

また、県内の法人につきましては、福祉避難所として社会福祉法人としての役割



熊本支部長 小笠原嘉祐氏



割を果たすべく、多くの要援護者の受け入れを実施し、福祉避難所を開設していただく方が元気を取り戻し、安心して生活に向けて避難所を退去することができました。これもひとえに皆様方のご支援とご鞭撻のたまものと心より感謝申し上げます。

義援金につきましては、個室ユニット型施設推進協議会加入法人に対し、すべて使用させていただきます。

熊本地震後の当法人の活動状況、福祉避難所状況につきましては、当法人のホームページ（www.riddell-wright.com）に掲載しておりますのでご参照ください。末尾ではございますが、皆様方の今後ますますのご発展を祈念し御礼とさせていただきます。

推進協熊本支部長 小笠原嘉祐

支部便り

神奈川支部

一般職員向け研修を開催

神奈川支部（広嶋稔之支部長）は、11月2日、横浜にある日本丸メモリアルパーク内の訓練センターで、平成28年度第1回一般職員向け研修を開催し、56名が参加した。

広嶋支部長（みんなと暮らす町・施設長）が「ユニット型に特化した研修を企画した。ユニットケアという人材も手厚いイメージがあるが、少ない人材でも生産性の向上につながるヒントを持ち帰ってもらいたい」と開会挨拶した。

続いて、講師の辻田恭子氏（ニューバード獅子ヶ谷・施設長）が「ユニットケアをしたくても人がいないからできない」といった声を聞くことがあります。が、そういう施設は一斉介助をしていますが、職員が入居者様を焦らせて何時までに終わらせなければならぬと



開会挨拶をする 広嶋支部長



辻田施設長

思っていませんか？。お一人お一人に合わせたケアを提供すれば、自然と時間は経てきます。そうすれば、少ない職員数でも入居者の暮らしに合わせたケアが提供できます。ユニットケアの考え方を踏まえ、皆さんが何十年後か年老いた時、自身が入りたいと思える施設に、そして今の自分に介護してもらいたいと思える職員になってください」と話し、施設に入居しても生活の継続性は重要であることを強調した。

ワークシヨップでは、受講者が1対1のインタビュ形式で暮らしのシートを作成し、起床や食事などを赤や緑でマークしたものを並べて比較するといったユニークな手法で個々の一日は異なることを確認しあった。

長崎支部

リーダー主体の支部研修会を開催

長崎支部（池原香支部長）は、10月25日、長崎県西彼杵郡の地実研修施設でもあるのぞみの杜（池原香施設長）の研修室で、研修会を開催し、4施設からリーダーを中心に24名が参加した。

まず、ユニットリーダー研修指導者でもある上田かな氏（樹陽会・理事長）が、事例を挙げ、ユニットケアは個別ケアを実践するための手法であること。また自立支援によって生活意欲を向上させ、利用者の尊厳を守ることに繋がることなどを説明した。

その後、グループワークを通して各施設の課題を持ち寄り、互いに解決策を考えた。

グループワーク後は課題解決のヒントとするため、のぞみの杜の介護現場を見学した。個別ケアの手法や記録をその



自立支援について説明する上田理事長



グループワーク

場で確認することにより、更に学びを深めた。施設長、相談員等を交えて施設間を超えたユニットリーダー同士の学びと絆、更にやる気が深まる研修会となった。池原支部長は「長崎支部では、今後もリーダー同士が互いの施設を知り、共に刺激しあひ協力しあうことで、更なるモチベーションアップに繋がるリーダー主体の研修会を開催していきたいと考えている」と話した。

新規入会施設のご紹介

- 平成28年10月3日入会
支部名 鳥取支部
法人名 社会福祉法人賛幸会
法人代表者 理事長 田中彰
施設名 特別養護老人ホームのぞみまゆ
施設代表者 施設長 荻原英子
住所 〒680-0109 24
鳥取県鳥取市野寺67
電話 0857(51)8188
平成28年10月17日入会
支部名 福島支部
法人名 社会福祉法人ほほえみ福祉会
法人代表者 理事長 猪狩恭典
施設名 特別養護老人ホームほほえみの里
施設代表者 施設長 猪狩真典
住所 〒963-1770 4
福島県田村郡三春町熊耳山287
電話 0247(61)5622
平成28年10月26日入会
支部名 神奈川支部
法人名 社会福祉法人近代老人福祉協会
法人代表者 理事長 清水唯雄
施設名 特別養護老人ホームニューバード獅子ヶ谷
施設代表者 施設長 辻田恭子
住所 〒233-0100 73
神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷3丁目10-8
電話 045(576)3055

# 新潟県

## 社会福祉法人 長岡三古老人福祉会 地域密着型複合施設 わしま



### ～一つひとつの出会いを積み重ね、地域とともに暮らしていきたい～

【地域と施設の紹介】  
新潟県のほぼ中央、日本海寄りにある長岡市和島地域は、平成18年に合併した旧和島村です。  
和島地域は、合併前から子どもたちからお年寄りまであらゆる世代が集える「共育の里」という構想を掲げ、高齢者施設に対する期待の大きかった地域でした。その期待に応え、社会福祉法人長岡三古老人福祉会（田中政春理事長）は、特別養護老人ホームにグループホーム、小規模多機能型居宅介護を併設した「地域密着型複合施設わしま」を27年4月に開設しました。

当法人では、拠点となる施設を中心とした複数の管轄に分け、地域に根差した事業を集約して実施していく経営を行っています。  
和島・寺泊地域においては「特別養護老人ホーム桐原の郷」、「介護老人保健施設てらどまり」とも連携し、地域のニーズにソーシャルワークの視点で取り組んでいます。  
和島地域では他にデイサービスセンター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの事業を実施しています。

また、24年には廃校となった旧島田小学校の築九十年の木造校舎を活用し、障害福祉サービスの就労継続支援A型事業「和島トゥール・モンド」を実施し、本格フレンチのユニバーサルレストラン「パング」や、パン工房「アルモニエ」



施設全景

ワシマ・プーランジェ」などの事業も展開しています。  
【地域の中で暮らす】  
健康はおいしい食事から始まります。  
施設の畑で収穫した野菜や「和島トゥール・モンド」で障害者とともに生産した野菜や自家製パン、地元直売所の新鮮な野菜を食材に取り入れ、地産地消に取り組んでいます。

お盆のころに行われる地元の「ふるさとわしままつり」では、施設の周辺で花火大会が行われます。  
今年ご利用者ご家族もお招きして、職員と一緒に打ち上げられる大きな花火を楽しみました。

【子どもたちのふれあい】  
施設の向かいにある和島小学校に通う子どもたちの元気な姿を見ることが、ご利用者の毎朝の楽しみになっています。

また、子どもたちがお年寄りとふれあい、福祉について学ぶ福祉体験交流の授業に協力し、子どもたちを地域で育てていく活動にもしっかりとタイアップしていきます。

【ひと・社会・地域・協働】  
地域に住むご家族に呼び掛け、ご自宅で使わなくなった古布を提供していただきました。その布をご利用者の余暇活動に活用し、大きなタペストリーを作って地域の文化祭に出展しました。



廃校となった木造校舎を活用した「和島トゥール・モンド」

【山田活基管理者から】  
私たちの施設は開設して2年目を迎えました。この地域に仲間入りさせていただき、地域にお付き合いも始まったばかりですが、積み重ねていく一つひとつの出会いが、とても新鮮で、地域の皆さまには心から感謝しています。ご利用者と職員が一緒になって、地域の中で、ご家族と地域とともに暮らしていく。そんな、よりネイティブな関係を創ってまいります。

【ひと・社会・地域・協働】  
地域に住むご家族に呼び掛け、ご自宅で使わなくなった古布を提供していただきました。その布をご利用者の余暇活動に活用し、大きなタペストリーを作って地域の文化祭に出展しました。

【ひと・社会・地域・協働】  
地域に住むご家族に呼び掛け、ご自宅で使わなくなった古布を提供していただきました。その布をご利用者の余暇活動に活用し、大きなタペストリーを作って地域の文化祭に出展しました。

【ひと・社会・地域・協働】  
地域に住むご家族に呼び掛け、ご自宅で使わなくなった古布を提供していただきました。その布をご利用者の余暇活動に活用し、大きなタペストリーを作って地域の文化祭に出展しました。



一つひとつ丁寧に取り上げました



山田管理者

〒949-4511 新潟県長岡市小島谷 3399 番地 TEL: 0258-89-8560 FAX: 0258-74-3033

【定員】特養 29名 グループホーム 18名 小規模多機能型居宅介護 25名

#### どれが個人情報？

情報	個人情報
山田 ※1	×
法人等の団体そのものに関する情報 ※2	
山田太郎	○
〇〇会社の山田 ※3	
yamada-taro@ (会社名) .co.jp ※4	
本人の写真や映像、音声	
Web上や電話帳等で公にされている氏名等の情報	

※1：苗字だけでは個人を特定できないため。  
※2：ただし、理事長、施設長名は個人情報  
※3：所属先と組み合わせることによって個人を特定できるため。住所や生年月日等の組み合わせも同様。  
※4：メールアドレスだけでも、〇〇会社のヤマダタロウのメールアドレスだとわかり、個人を特定できる。

よくわかる個人情報前編  
改正個人情報保護法でどう変わる？  
改正個人情報保護法（正式には「個人情報の保護に関する法律」）が昨年9月に公布されました。公布から2年以内に施行となりますので、来年4月施行を想定して行動するべきといわれています。  
今回の改正で一番注目されているのは、小規模事業者の特例（取り扱う個人データの合計が過去6ヶ月以内のいずれの日も5000件未満の事業者は個人情報取扱事業者から適用を除外）が廃止されたことではないでしょうか。  
今回の改正から1件でも個人データを取り扱う事業者は個人情報取扱事業者に該当するとされ、会員登録の皆様も個人情報取扱事業者とみなされ、法の遵守が求められるようになります。  
ところで、個人情報とはどういったものでしょうか。個人情報保護法では、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。（同法第二条）」とされています。  
例えば、学籍番号や社員番号もデータベースと照合することで個人を特定できるため、個人情報とみなされます。今回の改正から指紋や声紋、介護保険の被保険者証番号や免許証番号等が「個人識別符号」という定義で個人情報に該当するようになります。  
まずは個人情報を正しく認識することが重要です。（推進協事務局）

社会福祉法人 豊中福祉会  
特養・ローズガーデン条南苑  
(大阪府)  
施設長：八木 絹子

「ローズガーデン条南苑」では、利用者様に音楽を楽しんでいただけるイベントを行っています。今回は、6月と8月に開催したジャズバンド来苑の様子をお知らせします。

【バンド・フライキャッツ】6月12日、福永金彦さんが結成しているバンド「フライキャッツ」によるジャズ演奏会を開催しました。このバンドには、毎年演奏会を行っています。

【泉大津市立東陽中学校吹奏楽部】8月18日、東陽中学校からジャズバンドの方々にお越しいただきました。ジャズバンドがデイを訪れるのは初めての事で、職員も楽しみにしていました♪運び入れられる楽器の数々に、ご利用者様はもちろん、職員も食い入るように見ておりました☆演奏が始まると、その迫力に一気に心が虜に！ご利用者様の皆様もじっくりと聴いておられました。皆様にも馴染みのある歌謡曲7曲に加え、演歌メドレーと昭和アイドルメドレーも演奏してくださいという大ボリュームでした！（担当：八木秀富）

心地よいサックスの音色  
ジャズバンド来苑



ジャズバンド「フライキャッツ」



東陽中学校吹奏楽部による演奏

社会福祉法人 近代老人福祉協会  
特養・ニューバード  
(神奈川県)  
施設長：大和田竜太

「ニューバード」がある地元の北新羽杉山神社で、今年も神輿町内渡御がありました。

当日は、朝から強い雨が降る悪天候、どうなる事かと思いましたが、午後になると雨もやみ、入居者の皆様も正面玄関で到着を待ちました。お神輿が到着するまで、太鼓の演奏が行われ、音の大きさに入居者の皆様も大興奮。入居者の「もうすぐ来ないかな～」と待ち望む中、笛と太鼓と掛け声が近づいてきました。到着したお神輿を見て拍手されたり、「すごい」とびっくりされたり入居者の反応は様々でしたが、楽しまれている様子でした。最後に、入居者一人一人順番に地域の方やご家族、職員付き添いのもとで神輿をくぐりました。多くの方に笑顔が見られ、「記念になった。ありがとう」との言葉も頂きました。季節を感じ、地域とのつながりも大いに感じられるイベントとなりました。

(担当：大和田竜太)

地元神社のご協力で  
施設に御神輿



御神輿わっしょい！



# 介護ニュース・ダイジェスト

10月1日～10月31日

厚生労働省や介護関係団体などの動向をまとめました。詳細はHPなどで確認してください。

## EPA介護士の訪問を解禁(10月4日) 29年度から 厚労省検討委

第13回外国人介護人材受入れの在り方検討会は、EPA介護福祉士が1人で訪問系サービスに従事することを認める報告書を取りまとめた。日本語スキルの基準は設けない。

## 介護職の医療的ケアを拡大(10月5日)

医療連携を強化 厚労省が提案  
厚労省は福祉部会の福祉人材確保専門委員会に対し、介護職員が行える医療的ケア(現行、喀痰吸引と経管栄養剤の交換)を拡大する意向を示し、審議を要請した。医療連携などが狙い。専門委は来年3月末までに結論をまとめる。

## 重点事項に「混合介護」(10月6日)

政府の規制改革推進会議は「人材」「医療・介護・保育」などに関するワーキングチームを新設して集中論議する方針を決めた。重点事項の1つに「混合介護」を挙げた。

## 生活援助の移行に異論(10月12日)

### 第66回介護保険部会

厚労省が示した「軽度者への支援の在り方」「福祉用具貸与・住宅改修」の論点に沿って審議した。生活援助の見直しでは賛否が分かれた。福祉用具貸与では極端に高い価格(はずれ値)を防ぐことで一致した。

## 軽度者への支援

「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を検証すべきではないか。次回介護報酬改定(30年度改定)で生活援助に人員基準の要件を緩和した新類型を設けたらどうか。

## 福祉用具・住宅改修

貸与価格情報を全国レベルのホームページで公表し、福祉用具専門員に価格や複数製品などを利用者に示すことを義務とし、併せてケアマネにも「福祉用具貸与計画書」を交付するようにしたらどうか。「はずれ

値」で貸す場合、保険者の了解を必要とし、事業者者に「介護給付費請求書」の記載方法を徹底したらどうか。◇住宅改修○国が見積書の様式を示したらどうか○ケアマネが利用者に複数の見積もりを取るよう説明することにしたらどうか。

## 処遇改善の審議スタート(10月12日)

### 第131回介護給付費分科会

27年度介護報酬改定の調査票案(28年度調査票)を了承した。結果は30年度介護報酬改定に反映させる。公表は来年3月以降。また介護職員の処遇改善について「キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を29年度から実施する」の審議を開始した。必要財源は1786億円、介護報酬加算で賄う方針。年末までに意見を取りまとめる。

## 総報酬制をめぐる対立解けず(10月19日)

### 第67回介護保険部会

厚労省が「利用者負担」「費用負担」の論点を示したが、関係団体の思惑が絡んで基本的な点で意見が分かれた。

## 利用者負担

医療保険の高額療養費制度の水準に合わせ、高額介護サービス費の一般区分の負担上限額を3万7200円から4万4400円に引き上げたらどうか。○補足給付の不動産勘案について所有する宅地を試算として活用するためリバースモーゲージや成年後見人制度を将来的な課題として引き続き検討を深めるべきか。

## 費用負担

健康保険加入者など2号被保険者が負担する介護納付金に総報酬割(賞与含む平均報酬に応じて負担)を導入する際の留意点は何か。(注)現行は各保険者が加入者数に応じて負担する加入者割。

「第2号被保険者の間の負担差を解消できる」「総報酬割導入は協会けんぽに対する国庫補助金1450億円を組合

健保などに付け替えるもので断固反対」など。

## 控除の算定方式を了承(10月21日)

### 社団法人財務規律検討会

第5回社団法人の財務規律の向上に係る検討会は、改正社会福祉法の本格施行(29年4月)を控え、厚労省が示した「控除対象財産」「社会福祉充実計画」「契約ルール及び調査研究」の考え方や算定方式などを了承し、議論を終えた。焦点の「控除対象財産」の算定は①建て替え費用は自己負担比率の割合を福祉医療機構が融資している施設平均15%とし、最終的には実施中の調査の結果を踏まえて決める②必要な運転資金は年間事業活動支出の3カ月分とする③「社会福祉充実計画」は原則5年の範囲で作成して提出するが、合理的な理由がある場合は10年まで延長できるーなど。

## 新類型のたき台を提示(10月26日)

### 療養病床再編で厚労省

第4回療養病床の在り方等に関する特別部会が開かれ、厚労省は介護療養病床(29年度末廃止)と医療療養病床(25対1)の転換先(受け皿)となる医療内包型(Ⅰ)と(Ⅱ)、医療外付け型の3新類型の設置基準など柱とする「たき台」を提示した。経過期間は2～6年。施設基準で(Ⅰ)は介護療養病床、(Ⅱ)は老健施設、外付けは特定施設生活介護指定の有料老人ホームの基準相当を求めている。来年3月末までに意見をまとめる。

## 「混合介護」に慎重論(10月27日)

### 自民党介護PT

自民党の介護に関するプロジェクトチームは、規制改革推進委員会が課題とした混合介護の緩和と「株式会社の特養参人」について「慎重に対応にすべきだ」とする意見で一致した。

## 年内に総合確保方針を改定(10月31日)

### 医療介護総合確保促進会議

第8回医療介護総合確保促進会議が開かれ、30年度から始まる第7次医療計画と第7期介護保険事業(支援)計画の整合性を高めるため年内に基本方針を改定し、都道府県と市町村の協議を進めることを決めた。

## ズバリ回答！

### 人事・労務のお悩み

◎人手不足のため連続出勤 これって違法？

【今月の相談内容】  
職員の急な退職が相次ぎ、人手不足に拍車がかかっています。一部の職員が連続して出勤を急場をしのいでいますが、こうした連続出勤が違法ではないかと気になっています。



【回答】  
先だって、残念な事件が起きてしまいました。電通で勤務する社員が、過酷な残業からうつ病を発症し、自殺に至るというものでした。

ここには、適正な労働環境とは程遠いものが存在していたと推定されます。単なる労働災害だけでなく、会社が従業員に対する安全配慮義務違反に問われ、逸失利益を含む損害賠償は多額になると推定されます。

こうなると労働災害補償保険法だけでは対応できませんので、かなりの負担になるでしょう。労働基準法では第35条において、少なくとも1週間に1日の休日労働者に与えなければならぬことが定められています。また、4週間を通じて4日以上の休日を与えるという取扱いも認められていますが、その場合は就業規則にあらかじめ具体的な起算日を定めておく必要があります。実務上は最低でも、このいずれかの休日の確保が求められます。

連続勤務の制限について明確となっていない法令や通達には存在しませんが、労働時間に関する運用解釈や裁判例で「12日間連続で出勤したことは業務負担が大きく、過重労働による持病の悪化で使用者に賠償責任がある」と認められた天竺鋼球製作所事件(大阪地裁・平成20年4月28日判決)等を考慮しても、振替休日等の活用をしながら最大でも12日連続出勤を超えることがないように取扱いたいところではあります。

応募がない、離職率が高い。これらには、組織として「根深い課題がある」と考えた方が良いでしょう。(監事・社会保険労務士 栗田淳一)

## 高齢者のリハビリ

### 【第8回】ノーリフティングポリシー

「ちょっといい」介助で「元気で長生き」を！

先日ノーリフティングポリシーを推進する団体の全国大会に参加しました。全国の介護福祉施設からリフトやスライディングボード等の福祉用具を用いた介護の実施状況や、厚労省関係者からこの国の目指す介護や福祉について学ぶことができ、大変良い勉強になりました。



介護現場では移乗介助に「自信がない」「苦手」「腰痛で不安」という声はまだ多く聞かれます。ノーリフティングポリシーを主軸とした持ち上げない、抱え上げない看護・介護は、このような悩みを解決するひとつのメソッドであると感じました。

ただし、決して忘れてはならない大切なポイントがあります。それは「元気で長生き」に結びつくと考えます。

【用語解説】  
乳幼児の保育や高齢者向けの介護、障害者支援などは別々の施設で受ける福祉サービスを1カ所で受けられる仕組みのこと。限られた施設や人材を有効に使い、サービスを効率的に提供していくことを狙いとしている。

リバースモーゲージ  
持ち家(自宅)を担保として銀行や自治体から融資を受け、借りたいお金は死亡時に自宅を売却することで一括返済する仕組みのこと。自宅に住み続けながら融資が受けられるため、老人ホームの入居費用や介護費用の充当等に利用できます。

事務局からのお知らせ  
施設の広報やお便り等、よろしければ事務局までお送りください。

【お問合せ先】  
電話：045(921)0462  
メール：info@suishinkyo.net  
事務局山崎まで

平成28年度  
ユニットケア研修  
受講者募集  
お申込みはWebで  
suishinkyo.net  
お申込受付中！  
ユニットケア施設管理者研修  
ユニットリーダー研修  
第3期ユニットリーダー研修  
(1/10～12 東京・1/18～20 福岡・1/25～27 名古屋)  
第3回ユニットケア施設管理者研修  
(2/15～17 東京)

切なことがあります。それはこの概念の基盤に「自立支援」があるということ。したがって、用いる福祉用具の対象者や介助方法を適切に評価し、適応を判断することが重要です。

そのためには、ケアスタッフの一人ひとりがそのスキルを向上させ、それぞれの被介助者が安心して受けられる介助を提供することが一つのポイントとなります。これはまさにユニットケアに求められる要因の一つであり、介護の基本であると思います。

以前、このコラムで「移乗動作を「生」活リハビリの好機」として捉える」ということをお伝えしましたが、移乗時に「ちょっといい」介助をして自立支援を促すことが、介助者と被介助者の間に共益な関係をつくることにつながります。暮らしの中で残存機能をフル活用することが廃用症候群を予防し、「元気で長生き」に結びつくと考えます。

(社会福祉法人 兼愛会  
統括リハビリテーション担当 鳥澤清人)

今後の予定  
□ 個別ケア研修  
福岡・1月17日(火)  
□ 第3期リーダー研修  
東京・1月10日(火)～12日(木)  
福岡・1月18日(水)～20日(金)  
名古屋・1月25日(水)～27日(金)  
□ 第3回ユニットケア施設管理者研修(東京)  
2月15日(水)～17日(金)